平成２５年（フ）第５５号
富山県高岡市高陵町３番49号
債務者　斎藤　弘美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４２号
金沢市柳橋町イ３番地10　ドルフィンハウス１号、従前の住所金沢市御所町辰12番地、従前々の住所金沢市笠舞本町２丁目29番11号
債務者　山村　勇樹（旧姓朝岡）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６８号
石川県白山市宮永市町440番地８　ヴィラノーブル弐番館102号室
債務者　野川　真一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７３号
金沢市三十苅町丁78番地５
債務者　新村　貴司
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７５号
金沢市金石北３丁目13番31号
債務者　越　真由美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６８０号
愛知県春日井市松本町２丁目10番地７　ハイツティオ103号、前住所愛知県春日井市八田町２丁目27番地27　みどり苑203号
債務者　山元　辰郎
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５号
滋賀県東近江市北花沢町1723番地２
債務者　松原　史明
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５６号
滋賀県東近江市北花沢町1723番地２
債務者　松原　笑美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１３９号
兵庫県姫路市御国野町御着721番地８、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区中野田１丁目65番地
債務者　石元　　圭
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７１号
兵庫県加古川市志方町高畑414番地の１
債務者　徳　　直子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７６号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新222番地１　レオパレス222―203号、従前の住所兵庫県姫路市大津区平松72番地　レオパレスオアシス２号棟207号室
債務者　西村　繁成
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋971番地の５林興業寮305号、従前の住所兵庫県高砂市米田町塩市61番地の１レオパレスＷＥＳＴ米田205号
債務者　濱田　康彦
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８９号
兵庫県姫路市岡田146番地３あさごハイムＤ号
債務者　山本　君代
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市野里425番地佐野アパート２階
債務者　恩田　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０１号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目71番地２雇用促進住宅第二宿舎１―403
債務者　時本こと　田中　政徳
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０５号
兵庫県加古川市平岡町高畑316番地豊住荘１―２号
債務者　永瀬　良博
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部